

令和 8 年度
公立大学法人山形県立保健医療大学
年 度 計 画

令和 8 年 3 月

公立大学法人山形県立保健医療大学

目 次

第1	年度計画の期間	1
第2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
(1)	教育の内容	1
(2)	教育の実施体制の充実	2
(3)	地域に貢献する人材の育成と県内定着の推進	3
(4)	学生の受入れ	4
(5)	学生支援の充実	5
2	研究に関する目標を達成するための措置	6
(1)	県との連携	6
(2)	質の高い研究活動の推進	7
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	7
(1)	地域への優秀な人材の輩出	7
(2)	教育研究成果の地域への還元	8
(3)	医療関係者へのリカレント教育の充実・強化	8
(4)	県民への学びの機会の提供	9
(5)	他大学との連携	9
(6)	高等学校等との連携	9
(7)	大規模災害等発生時の協力	9
4	国際交流に関する目標を達成するための措置	10
(1)	国際感覚の涵養	10
(2)	海外との交流促進	10
(3)	新たな国際交流の推進	10
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	10
(1)	外部人材の登用	10
(2)	学内委員会の見直し	10
2	教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置	10
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	10
(1)	人材の確保	10
(2)	人材の活用	10
4	事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置	11
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	11
(1)	弾力的な予算編成・執行	11

(2) 自己収入の確保	11
(3) 大学基金造成の検討	11
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	12
(1) コスト削減意識の徹底	12
(2) 事務経費の削減	12
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	12
(1) 計画的な施設等の維持管理	12
(2) 環境負荷及びコストの低減	12
(3) 手許資金の運用	12

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に係る目標を達成するための措置	12
(1) 評価内容の見直し・改善	12
(2) 内部質保証の充実	12
(3) 評価結果の公表	12
2 情報発信の推進に関する目標を達成するための措置	13
(1) 広報の強化	13
(2) 多様な機会の活用	13
3 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	13
(1) 積極的な情報公開	13
(2) 適切な管理	13

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置	13
(1) 危機管理体制の充実強化	13
(2) 学生及び職員の安全確保・健康維持	13
(3) 情報資産のセキュリティ確保	14
2 人権に関する目標を達成するための措置	14
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置	14
(1) コンプライアンスの徹底	14
(2) 不正防止対策の強化	14
(3) 監査の活用	14
4 SDGs（持続可能な開発目標）への取組に関する目標を達成するための措置	14

第7 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算	15
2 収支計画	16
3 資金計画	16

第 8	短期借入金の限度額	
1	短期借入金の限度額	17
2	想定される理由	17
第 9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	17
第 10	剰余金の使途	17
第 11	山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める 業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画	17
2	人事に関する計画	17
3	積立金の使途	17
4	その他法人の業務運営に関し必要な事項	17

第1 年度計画の期間

この年度計画の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容

① 養成すべき人材

ア 学部教育

- ・令和7年度の学修成果アンケートにおいて、課題提出時期の集中および実習と講義の負担の重複が課題として示されたことを踏まえ、令和8年度においては、課題提出時期の調整（分散）、時間割編成の改善及び授業運営方法の見直しを実施することにより、ディプロマ・ポリシーに示す資質・能力の達成度向上を図る。
- ・成績評価等の公正性・適正性を点検・改善するとともに、GPAの活用と学修ポートフォリオの運用を推進する。
- ・「教員相互の授業評価」を活用し、他者の視点から自分の授業に対する評価と振り返りのフィードバックを受けることにより授業改善点につなげ、相互学習効果を通じた教育能力の向上を図る。
- ・多職種連携の実践力を更に高めるため、3学科合同科目「チーム医療論」を継続して開講するとともに、各学科の専門性を踏まえた事例を用いた意見交換やグループワークの充実を図り、多職種連携を現場で実践できる人材を育成する。

イ 大学院教育

- ・学修評価やTA（ティーチング・アシスタント）及びRA（リサーチ・アシスタント）活用効果を検証し、大学院生の論文投稿・学会参加支援や国際性を高める教育の工夫を通じて、教育課程・教育方法を改善する。
- ・ICTを活用した授業（オンライン授業や資料の電子化等）の継続的な実施および実施状況の検証を行い、その結果を踏まえた改善を実施することにより、社会人が履修しやすい学習環境の充実を図る。
- ・研究の質の向上に向け、分野ごとの主・副研究指導教員による指導体制に加え、必要に応じて他領域・他分野の教員が分野横断的に助言する機会を設け、研究指導体制の充実を図る。
- ・論文内容や発表会を学外に公開して研究能力・専門性の向上を図るとともに、公平で厳格な論文審査に向けて課題を抽出・対応し、審査体制や基準の適切性を継続的に見直す。
- ・博士後期課程の定員増の可能性について検討し、より多くの人が教育研究に参画できる体制の整備を図ることで、大学院のさらなる発展を目指す。

② 実践的な教育の推進

ア 地域ニーズを踏まえた授業

- ・関係機関との意見交換や実習施設との連携を通じて地域のニーズや課題を把握し、授業内容や実習指導に反映する。
- ・研究や実践活動の教育内容への反映方法について、FD・SD研修会等を通して教員の認識

を深める。

イ 教員の能力向上

- ・「教員相互の授業評価」を活用し、他者の視点から自分の授業に対する評価と振り返りのフィードバックを受けることにより授業改善点につなげ、相互学習効果を通じた教育能力の向上を図る。【再掲】

ウ 外部実践者の配置

- ・効果的な教育を行うため、必要に応じて非常勤講師や学外の実践者・研究者を配置・活用する。

③ 教育の改善

- ・「成績評価ガイドライン」に基づく令和8年度成績データを活用して、ディプロマ・ポリシーに対する学修の進捗状況可視化するとともに、IR室を活用した学修成果・教育成果の収集・分析を通じて、PDCAサイクルにより教育方法の改善を図る。

④ 新たなニーズに対応する教育の推進

ア 高度専門資格を有する看護師の養成

- ・高度専門資格を有する看護師の活動状況について情報収集し、看護実践の最新の動向や課題を検討する。
- ・社会人（専門看護師、認定看護師）及び学生（大学院生、学部生）が共に学ぶ機会を積極的に設けることで、高度専門資格に対する理解と関心の涵養を図り、資格取得に向けた基盤形成を強化する。

イ 専任教員の養成

- ・大学の教育研究等の質向上に関する新たなニーズに対応する教育の推進としては、これまでの実績から目標を達成しており、県からの要請による看護教員養成講習会の次期開催の見込みも明確でないことから、令和7年度の目標達成をもって終了とする。

（2）教育実施体制の充実

① キャリア支援

ア キャリア形成

- ・学生一人ひとりの特性・志向に応じたキャリア形成支援の充実を図るため、ガイダンスやキャリア支援セミナーを通じた進路選択支援を行うとともに、模擬面接や履歴書・エントリーシートの添削指導及び県内求人情報の体系的な提供を実施し、就職・進学試験対策の強化を図る。
- ・セミナーの内容を低学年（1・2年生）にも共有し、早期からのキャリア意識の醸成を図る。

イ 国家資格試験及び就職状況の向上

- ・国家試験に向けて、模擬試験や補講の企画・実施について学生と検討し、担任や担当教員が中心となって必要に応じて面談等を実施するほか、学科間で情報を共有し、より効果的な国家試験対策を検討する。
- ・引き続き、食堂を夜間まで開放し、学習環境を整える。

ウ キャリア支援センターの機能拡充

- ・県内定着の促進に向け、キャリアセンターを中心として、教職員間で就職支援に関する意識・情報を共有し、共通理解のもと一体的に就職支援に取り組む体制を整備する。

エ 県内医療機関・施設との連携

- ・県内医療機関・施設の合同就職説明会（キャリア支援セミナー）や、県内医療機関で活躍する卒業生等との交流会を実施し、県内医療機関の役割やキャリアパス、求める人材像について学生の理解を深めることにより、県内就職の促進を図る。

② 教育環境

ア 施設・設備の整備

- ・教育指導及び研究に使用する施設・設備・機器の適切な管理及び計画的な整備・更新を行うとともに、新たなニーズに対しては、必要な検討を行う。

イ ICTの活用

- ・遠隔授業および対面授業を組み合わせた教育形態をより効果的に運用できる環境整備を進めるとともに、教育の質の向上と学生の学習環境の更なる充実を図り、教育のデジタル化を一層推進する。
- ・Wi-Fi環境を活用した学習支援に資するICTツールの活用について、引き続き情報収集および情報提供を行うとともに、教育活動へのICT活用が円滑に進むよう、必要に応じた検討を進めていく。

ウ 図書館の充実

- ・附属図書館における利用者ニーズを意識しながら、蔵書・資料の充実およびサービスの向上に取り組むとともに、資料の整理や図書館環境の整備を進め、利用しやすい学習環境の確保を図る。
- ・図書館オリエンテーションや文献検索講習会を継続して実施するとともに、利用者の理解度やニーズを踏まえながら、説明内容や実施方法について必要に応じた工夫を行い、学習支援機能の充実を図る。

(3) 地域に貢献する人材の育成と県内定着の推進

- ・やまがた社会共創プラットフォーム協議会をはじめ様々な機関と学生の県内定着に向けた取組に協力する。**【再掲】**
- ・県内定着の促進に向け、キャリアセンターを中心として、教職員間で就職支援に関する意識・情報を共有し、共通理解のもと一体的に就職支援に取り組む体制を整備する。

①在学中の取組

ア 地域についての理解促進

- ・学生の地域定着に係る意識を醸成するため、山形の生活や地域特性を多様な視点から理解する授業を実施し、地元（やまがた）への理解と愛着を深めるとともに、看護職として地域に貢献する意義および自身のキャリア形成について考える機会を提供する。

イ 県及び県内医療機関・施設との連携

- ・キャリア支援セミナーや卒業生との交流会の開催などによりに加え、県立中央病院との連

携による「プレインターンシップ（看護学科2年生対象）」を実施し、地元の保健・医療・福祉の現場について学ぶ機会を一層確保する。

- ・学生が県内医療機関等への理解を深め、県内就職に繋がられるよう、県内の幅広い実習先の確保とともに、実習施設との連携強化を図る。

ウ 県外就職要因の分析

- ・県外就職希望者から進路選定理由等を収集・分析し、県内定着率向上に資する仕組みを具体化する。
- ・分析結果を県や病院施設などの関係機関と連携して活用し、学生の県内就職支援の改善につなげる取り組みを強化する。

② 卒業後の取組

ア キャリアアップ支援

- ・引き続き、学部授業の地元（やまがた）探究Ⅱ等に卒業生等を講師として招き、卒業後のキャリア形成や専門性向上の実践事例を共有するとともに、在学生・卒業生双方に対するキャリア相談の機会を提供する。
- ・令和8年度の本学学園祭（上柳祭）に合わせたホームカミングデーにおいて、卒業生向けリカレント教育プログラムの紹介、研究相談・大学院進学相談の機会を設け、就職後の専門職としての能力向上を支援する。

イ U・Iターンの促進

- ・県外就職者のU・Iターンを促進するため、県内医療機関等の中途採用情報や移住情報を希望する卒業生に継続的に提供する。
- ・既卒者のU・Iターンを含む県内再就職の促進に向け、関係機関と連携し、県内医療機関の中途採用情報の収集を行うとともに、卒業生向けクローズド型コミュニティ（ALUPA）を整備し、当該コミュニティを通じた情報提供体制を構築する。

（4）学生の受入れ

① 優秀な学部生の確保

ア 本学の特色の発信

- ・新入生を対象に、本学で取り組んでいる広報活動に関するアンケートを実施し、活動の認知度や賛否を分析するとともに、広報活動の内容や方法の検討に活用する。
- ・本学ウェブサイトの定期的な更新や、SNS（公式XおよびInstagram）と連携した情報発信等を通じて、本学の認知度とブランド力を向上させ、優秀な学生の確保を一層推進する。
- ・高校生及び保護者を対象にした対面やウェブによるオープンキャンパスの開催により、本学への理解を促進するとともに、高校生及び保護者からの相談に随時対応する。
- ・高校訪問や学校説明会への参加、出前授業の受託、高等学校との連携の強化により、本学の魅力を伝える。

イ 入試制度の改善

- ・令和9年度実施（令和10年度入学者）選抜試験に向け、実施方法の見直しに係る具体的設計を進める。

- ・あわせて、高校訪問等により見直しに対する高校側の反応および志願動向を把握・分析し、その結果を踏まえ必要な改善を図り、志願者確保および県内定着の向上を目指す。

ウ 小中学生に対する取組

- ・小中学生の授業の一環として、大学見学の依頼があるものは、可能な限り受け入れ、小中学生に対し、医療専門職の魅力や本学の学修概要などを伝えるとともに、本学ウェブサイトのコンテンツを紹介する。
- ・引率の教諭の意見を収集し、小中学生に医療専門職を身近に感じてもらえるよう働きかける実効性の高い方法を検討する。

② 優秀な大学院生の確保

ア 本学の特色の発信

- ・本学ウェブサイトの教員紹介ページにおけるリサーチマップ掲載率 100%を目指すとともに、「大学院保健医療学研究科案内」（大学院パンフレット）と連動させて、大学ウェブサイトや公式 SNS を活用し、研究成果および活動報告を発信するなど、大学院生募集に向けた広報活動を行う。
- ・本学学部生を対象に、年度当初オリエンテーションの活用に加え、実習先に在籍する大学院修了生とともに積極的な広報活動を行い、大学院への進学を勧奨する。
- ・県内の病院施設等の関係機関に対し随時、本学大学院進学の特長等について周知する。臨地実習先等に修学意欲の高い適任者がいる場合は、早期から本学大学院への進学を働きかける。

イ 受入体制の充実

- ・社会人学生が仕事と学業を両立できるよう、引き続き土日を活用した集中講義や遠隔による授業・研究指導を積極的に取り入れる。
- ・各種経済的支援制度の周知と相談体制の充実を図り、社会人の円滑な進学と修学継続を支援する。

(5) 学生支援の充実

① 学修支援

ア シラバスの充実

- ・学修目的やキャリアデザインを踏まえた最適な科目選択ができるよう、科目の内容や到達目標等、必要に応じてシラバス記載内容の充実・改善を図る。

イ 指導・助言による支援

- ・各学科の学年担任を中心に履修状況や GPA 等により学修状況を把握し、学内関係者と連携して、学修に課題を抱える学生へのきめ細かな指導・助言及び早期支援を行う体制を整える。

ウ 相談体制の充実

- ・学生相談室及びオフィスアワー制度を継続的に運用するとともに、学生がより気軽に相談できる環境の整備を強化する。

エ 多様なニーズに対応する環境整備

- ・学修支援制度の周知や教職員研修を強化し、障がいや疾病のある学生が支障なく学修・研

究に取り組める環境を整えるとともに、医療・保健・福祉分野の SDGs の取組を講義や研究に反映させ、学生の学びと社会課題への理解を深める。

オ 学生の声の反映

- ・意見箱等を通じて学生の声を継続的に収集し、学生のニーズに沿った学習環境・生活環境の充実を図る。

② 生活支援

ア 生活上の相談体制の充実

- ・学内相談体制及び学外カウンセラーの配置を継続・周知し、学生が気軽に相談できる環境を整えることで、心身の健康支援と大学生生活上の不安解消を図る。
- ・担任教員による面談体制を継続・強化し、学内外と連携しながら、学生の学習面・生活面の不安に迅速に対応する支援体制を整える。

イ 奨学金等の活用

- ・成績が優秀でありながら学資等が十分でなく就学が困難な学生に対しては、一定の条件のもと、授業料減免等の制度を活用し支援する。
- ・本学教育振興会の取組などを活用し、支援・充実を図る。

ウ 自主的活動への支援

- ・自治会活動、学園祭、学内サークル、ボランティア活動等の支援体制を継続し、学生が主体的に参加しやすい環境を整える。
- ・学生顕彰制度を活用し、課外活動や社会活動に参加した学生を積極的に顕彰することで、学生の自主的活動や社会貢献意識のさらなる向上を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 県との連携

① 地域課題の解決

- ・地域課題と教員の研究シーズを整理・調整し、県内行政機関や病院等との共同研究・受託研究の推進体制を強化する。
- ・研究水準向上に向けた重点的な研究支援策（統計支援、助成金申請支援等）を採求する。
- ・研究活動においては、地域課題の解決のみにこだわることなく、外の「知」を積極的に取り入れることにより、研究成果を全国、世界に発信し、結果として、地域の発展に結びつけられるシステムの構築に向けた方策を検討する。

② 行政における研究成果の活用

- ・研究成果の公表・情報発信を行う環境の維持・充実に取り組むとともに、英文研究ジャーナルおよび電子媒体による紀要の発刊を継続する。
- ・これまでの来場者数の統計データに基づき、一般県民の来場者数増加や、性別や年代を問わない幅広い層（特に、今後高齢者へシフトする層）からの参加を期待し、多様な世代からの参加が期待できる本学学園祭（上柳祭）及びやまがた健康フェアでの公開講座を実施する。

(2) 質の高い研究活動の推進

① 外部研究資金獲得

ア 外部資金獲得力の強化

- ・科研費等の獲得に向けた FD・SD 研修会又は教員研究セミナーを企画・実施する。
- ・個人研究費の配分方法・配分額、業績評価への反映方法等について引き続き検討する。

イ 支援の充実

- ・公募情報（科研費・民間財団・省庁系等）を委員会内で共有し、学科内の各研究者の専門分野や取組みとのマッチングを行うことにより、教員が「公募を知らずに申請しない」状態をなくし、外部資金獲得につなげる。
- ・競争的資金及び共同研究等の情報収集・提供について、学内サイトや図書館を有効に活用する。

ウ 研究水準の向上

- ・本学の教員による研究の成果等について、本学ウェブサイトへの掲載等を通して広く公表し、その活用を促進する。

エ 倫理教育

- ・研究倫理教育責任者を中心に、研究に携わる者（大学院生を含む。）に対し研究倫理の新たな動向を踏まえ、研究費の使途も含めた倫理教育を実施し、組織として不正防止対策を推進する。
- ・被験者及び研究者保護を徹底するため、学外の有識者を含めた倫理委員会を運営し、厳正な倫理審査を行う。

オ 評価による検証

- ・国内外の学会発表や学内外の研究発表の機会を通して、外部から受けるコメントや議論の過程等を実質的な外部評価として活用し、研究者自らがその内容を踏まえて研究の進捗・方法・成果を検証することにより、個々の研究水準の向上を図り、その積み重ねをもって大学全体としての研究水準の維持・向上につなげていく。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域への優秀な人材の輩出

① 在学中の取組

ア 卒業生の活用

- ・キャリア支援セミナーや卒業生との交流会などの実施を通して、県内定着の必要性や意義について理解を深め、県内医療機関・施設等と情報交換を行うことで、県内就職先の魅力を伝える機会を設ける。

イ 地域社会への参画

- ・学生の自治会活動やボランティア活動等、近隣住民とのつながりを深める地域活性化に向けた取組みを支援し、地域への愛着の醸成を図る。また、体制を強化したキャリアセンターを中心に、教職員間で就職支援に関する情報および課題認識を共有し、共通理解のもと一体的に就職支援に取り組むことで、卒業生の県内定着を図る。

② 卒業後の取組

ア U・Iターンの促進

- ・既卒者のU・Iターンを含む県内再就職の促進に向け、関係機関と連携し、県内医療機関の中途採用情報の収集を行うとともに、卒業生向けクローズド型コミュニティ（ALUPA）を整備し、当該コミュニティを通じた情報提供体制を構築する。【再掲】

イ 県内就職後の支援

- ・リカレント教育科目である大学院博士前期課程の「地元ナース特論」のほか、公開講座、医療従事者講習会などを通じて、キャリアアップを支援する機会を提供する。
- ・リカレント教育や学び直しの機会を周知し、学生・卒業生のキャリア形成支援につなげる。

（２）教育研究成果の地域への還元

① 行政機関との連携

- ・県との受託事業を通じた連携を推進し、地域課題の解決や行政施策への協力を行う。
- ・自治体等の審議会の委員活動や担当部局との意見交換等を通して、自治体が行政施策を策定するに当たり、専門的見地から必要な助言を行う。

② 関係機関との連携

- ・保健・医療・福祉関係機関の抱える課題について、関係先と連携して調査・研究を行う。

③ 研究成果の還元

- ・紀要および英文研究ジャーナルの発刊を継続し、研究成果の公表・情報発信に取り組む。
【再掲】
- ・令和７年度に新設した論文掲載支援や国際学会発表援助の利用状況を分析し、教員の研究発信力を高めるための包括的な研究助成システムの構築を推進する。
- ・公開講座、やまがた健康フェア等研究成果を地域に還元する機会の提供にあたっては、効果的な周知方法を検討したうえで実施する。また、医療従事者講習会については、過去の開催回の映像について、YouTube等での限定配信などの実施を含めて検討を行う。

（３）医療関係者へのリカレント教育の充実・強化

- ・地元ナース事業の主軸である「地元ナース特論」の広報活動を計画的に展開し、「地元ナース特論」の科目等履修生および部分受講生の確保を図る。
- ・県や県内の医療機関等と連携し、「地元ナース特論」をはじめとするリカレント教育の質向上と推進を図り、県内の看護の発展に一層貢献する。
- ・リカレント教育の成果を本学ウェブサイト等を通して積極的に県内外に発信する。
- ・小規模病院に限らないリカレント教育について「地元ナース特論」やそれに類する機会を必要性に応じて実施する。
- ・県と連携した母子保健コーディネーター研修会やSOSの出し方教育促進事業を実施する。

(4) 県民への学びの機会の提供

① 多様な学びの機会の創出

- ・多様な世代からの参加が期待できる本学学園祭（上柳祭）での1講座及びやまがた健康フェアでの2講座を主軸とし、講座の内容をより県民の健康ニーズに合わせ、知識の提供と体験による学びの機会の提供を図る。【再掲】
- ・学部生との協働により、広い世代から参加が得られるよう広報を展開する。

② 学会等の開催

- ・各種学会等への参加を通し、国内外の研究者等との交流を進めるとともに、北日本看護学会学術集会や山形県公衆衛生学会の開催に協力する。

(5) 他大学との連携

- ・「大学コンソーシアムやまがた」及び「やまがた社会共創プラットフォーム」に参画し、情報交換や共同の取組を通じて、県内大学との連携を推進することにより、各大学が有する教育・研究・人的資源等の知的資源を相互に活用し、本学の教育の質向上につなげる。
- ・国際交流協定を締結した海外大学との交流・連携を促進し、学生交流及び教員間の学術交流の実施に向けた取組を進める。
- ・大学 DX アライアンス（事務局：東北大学）への参画を通じて、県外大学との連携を進める。

(6) 高等学校等との連携

① 高校生に対する取組

- ・県と連携し、高校生の看護師体験セミナーを開催する等により、医療技術職の魅力を伝えるとともに、オープンキャンパスに加えて、高校生の授業見学・体験を実施し、本学への理解を促進する。
- ・県内高校を訪問し、本学の特長を紹介する等、医療専門職の魅力を伝える。

② 小中学生に対する取組

- ・小中学生の授業の一環として、大学見学の依頼があるものは、可能な限り受け入れ、小中学生に対し、医療専門職の魅力や本学の学修概要などを伝えるとともに、本学ウェブサイトのコンテンツを紹介する。【再掲】
- ・引率の教諭の意見を収集し、小中学生に医療専門職を身近に感じてもらえるよう働きかける実効性の高い方法を検討する。【再掲】

(7) 大規模災害等発生時の協力

- ・大規模災害や感染症発生時の支援活動に備え、県、地元自治体等と連携し、各主体が行う災害訓練又は感染症対応訓練に参加し、関係機関との連携体制や本学における支援活動体制の確認を行う。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 国際感覚の涵養

- ・国際交流協定締結校との相互交流を通じて、学生の国際感覚の涵養を図る。
- ・本学の英語版ウェブサイトについて、大学案内パンフレットの内容との整合性を確認するとともに、必要に応じて更新し、国内外に広報する。
- ・ネイティブの非常勤講師による科目を配置するとともに、入学から卒業までの間、国際的な教育内容に触れることができる様々な機会を確保する。

(2) 海外との交流促進

- ・連携協定締結先への学生派遣および教員引率にかかる費用や連携協定締結先からの学生受け入れ時にかかる費用面での補助を実施する。

(3) 新たな国際交流の推進

- ・引き続き、教員のネットワークを活用し、新たな国際交流先の確保を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 外部人材の登用

- ・理事・経営審議会委員及び教育研究審議会委員については、引き続き、専門領域のバランス、男女比及び審議の継続性にも配慮しつつ、複数の外部有識者等を委嘱し、透明性の高い大学運営を行う。

(2) 学内委員会の見直し

- ・各委員会の運営において、形骸化した運営内容があれば見直しや組織の改編を行い、効果的な運営を推進する。

2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

- ・教育研究組織の在り方について、県と連携の上、地域ニーズ及び社会環境の変化を踏まえた検証を行い、今後の組織見直しに向けた課題及び方向性を整理する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保

① 優れた教員の確保

- ・本学の教育研究等の一層の向上と活性化を図るため、教員業績評価を実施し、適時適切な理事長面談による評価伝達により、教員の業績向上につなげる。
- ・教員のモチベーション向上を図るため、教員業績評価最優秀者の表彰を行うとともに、GP 貢献者・若手教員奨励制度に基づく表彰を実施する。

(2) 人材の活用

① 人事の活性化

- ・ 本学の教育研究等の一層の向上と活性化を図るため、教員業績評価を実施し、適時適切な理事長面談による評価伝達により、教員の業績向上につなげる。【再掲】
- ・ 教員のモチベーション向上を図るため、教員業績評価最優秀者の表彰を行うとともに、GP 貢献者・若手教員奨励制度に基づく表彰を実施する。【再掲】

② 教育・研究活動の活性化

- ・ FD・SD の企画にあたり、教育・研究を推進する方法及び基盤となる事項について広い視座から検討し、教職員のニーズおよび高等教育の動向を反映した大学の機能強化に直結する FD・SD 研修を体系的に企画・実施する。

③ 事務職員の能力・資質向上

- ・ 事務職員について、設立団体派遣職員から法人採用職員への切替えを段階的に進め、令和 8 年度に法人職員 1 名を採用する。
- ・ 法人職員を対象とした職位別研修や専門研修に参加し、組織運営に必要な専門性及びマネジメント能力の向上を図る。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 効率的な事務処理が行われるよう、日常業務の見直しを行うとともに、ICT の活用や業務の電子化を推進し、事務の整理統合を進め、事務の簡素化及び業務負担の軽減を図る。

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 弾力的な予算編成・執行

- ・ 予算編成に際して、大学の持続的発展に向け計画的な編成を行うとともに、社会情勢の変化等に対応するため、強化すべき事業等に重点配分を行う。

(2) 自己収入の確保

- ・ 授業料収入について、事前周知を徹底することにより滞納の未然防止を図るとともに、滞納が発生した場合は事務局と学科が連携し、組織的に対応する。
- ・ 新たな収入源の一つとして、博士後期課程の定員増の可能性を検討していく。

(3) 大学基金造成の検討

① 基金造成の検討

(令和 4 年度に基金設置につき 達成)

② 基金の継続的な運営

- ・ 令和 4 年度に設置したみらい応援基金の安定的な運営に向けて、企業向けの大学 P R を行い、広く寄付を募るとともに、卒業生に対する働きかけを行う。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) コスト削減意識の徹底

- ・経費節減を推進するため、業務の効率化及び時間外勤務の縮減に取り組むとともに、予算執行状況の共有や経費節減に関する周知を行い、職員のコスト意識の向上を図る。

(2) 事務経費の削減

- ・空調設備の運転スケジュールについて、学生の学修環境や環境負荷低減や省エネルギーへの貢献等 SDGs の推進にも配慮しながら適切な温度管理に努め、柔軟な空調設備の運転と電気等使用量縮減の両立を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 計画的な施設等の維持管理

- ・健全な教育・研究環境を維持・確保するため、日常的な施設・設備の見回り・点検を実施し、不具合箇所等については、緊急性の高いものから計画的に更新・修繕を行うよう県と協議し、必要な予算の確保に努める。
- ・その他の整備等についても、緊急度、費用対効果を基に優先順位を明確にして実施する。

(2) 環境負荷及びコストの低減

- ・設備等の整備・更新にあたっては、省エネルギー性の高い設備の導入を行い SDGs の推進を図るとともに、「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針を学内に周知し、教職員・学生の環境に配慮した意識の高揚に努める。

(3) 手許資金の運用

- ・手許資金に余裕が生じた場合、「資金管理方針」に基づき、安全性を確保しながら効率的な運用を図る。

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 評価内容の見直し・改善

- ・法人運営及び教育研究活動全般について自己点検・自己評価を実施するとともに、国の検討状況や制度改正の動向を踏まえ、点検・評価項目及び実施手法の見直しを行い、大学評価制度の充実を図る。

(2) 内部質保証の充実

- ・自己点検・自己評価及び外部評価結果を踏まえ改善措置を講じるとともに、国における新たな評価制度の検討動向を注視し、内部質保証体制の充実強化を図る。

(3) 評価結果の公表

- ・自己点検・自己評価及び外部評価結果を確定後速やかに公表し、ホームページ等を通じて社会に広く発信することにより、法人運営の透明性の向上を図る。

2 情報発信の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 広報の強化

- ・ 本学ウェブサイト及び SNS を活用し、本学の研究成果、学生活動、社会貢献、イベント開催などを効果的に発信する。
- ・ 本学教員のメディア等への出演、掲載情報を収集するとともに、本学ウェブサイト及び SNS を活用し、それらを積極的に発信する。

(2) 多様な機会の活用

- ・ オープンキャンパスや看護師体験セミナー等、本学施設を活用したイベントの機会を活用し、学生や保護者に本学の情報と魅力を広く発信するとともに、県や市町村等が実施するイベントや地域コミュニティの媒体を活用し、効果的な PR に取り組む。

3 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 積極的な情報公開

- ・ 大学運営に関する基本的な事項については、変更や新たな情報が生じた場合に迅速かつ積極的に本学ウェブサイトで公表する。
- ・ SNS やウェブサイトを活用した広報活動により、大学のブランド力向上を目指す。

(2) 適切な管理

- ・ 情報公開制度や個人情報保護制度に関する理解を深め、関係法令や学内規定に基づき適切に対応する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 危機管理体制の充実強化

- ・ 近年の自然災害の多発・激甚化の状況を踏まえ、必要に応じて危機管理に関する関係規程や危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、災害発生時に備えた防災訓練を実施する。
- ・ 学生の交通事故・犯罪防止に向けた意識啓発を強化するとともに、自然災害・野生動物遭遇時における安全対策についても周知徹底を図る。

(2) 学生及び職員の安全確保・健康維持

- ・ 職員の健康増進及び安全確保を図るため、定期健康診断やストレスチェック等を適切に実施するとともに、その結果を踏まえた必要な措置を講じる。また、衛生委員会を定期的に開催し、職場環境の改善及び感染症対策の推進に取り組む。
- ・ 令和7年度に学生相談の状況を整理した結果、相談内容の複雑化および心の不調を訴える学生の増加がみられたことを踏まえ、学生の心の健康相談体制の見直しを行い、相談体制の再構築を図る。

(3) 情報資産のセキュリティ確保

- ・情報セキュリティに関するオリエンテーションや注意喚起を継続して実施するとともに、必要に応じて対策の見直しを行い、安全管理の取組を推進する。
- ・情報セキュリティポリシーの改正および情報セキュリティ対策の強化に取り組むとともに、クラウド利用環境に対応した適切な運用体制の整備を進める。

2 人権に関する目標を達成するための措置

- ・学生・教職員へのハラスメント研修や学生向けパンフレット配付を行うとともに、相談体制の周知を徹底することにより被害の早期発見と迅速な対応を図る。
- ・ハラスメント事案発生時には相談員による迅速かつ組織的な対応を行うとともに、相談体制の周知を徹底し、学生・教職員が相談しやすい環境を整備する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

(1) コンプライアンスの徹底

- ・すべての教職員及び学生に対して、機会を捉え関係法令の遵守について啓発を図る。

(2) 不正防止対策の強化

- ・研究倫理教育責任者を中心に、研究に携わる者（大学院生を含む。）に対し研究倫理の新たな動向を踏まえ、研究費の使途も含めた倫理教育を実施し、組織として不正防止対策を推進する。【再掲】

(3) 監査の活用

- ・外部監査員による定期監査や科研費に対する内部監査の実施により、適正な事務処理や不正の未然防止を図るとともに、監査結果について教職員が情報の共有化を図ることで、業務の改善につなげる。

4 S D G s (持続可能な開発目標)への取組に関する目標を達成するための措置

- ・教育研究活動及び大学運営を通して、SDGs 実現に向けた取組を推進する。
- ・令和7年度の検討結果に基づき、本学の特性に合致した SDGs 重点目標（3, 4, 8, 12 等）を深化させるための FD・SD 研修会を継続的に企画・実施する。

第7 予算（人件費の見積もりを含む）。収支計画及び資金計画

1 予算（令和8年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9 5 1, 0 1 1
補助金	3 0 0
自己収入	2 5 7, 2 0 3
授業料等収入	2 4 3, 9 2 4
その他の収入	1 3, 2 7 9
受託研究等収入	8, 7 5 1
目的積立金取崩	3 5, 4 2 1
計	1, 2 5 2, 6 8 6
支出	
業務費	1, 0 1 6, 2 4 1
教育研究経費	2 4 3, 6 5 0
人件費	7 7 2, 5 9 1
一般管理費	1 7 9, 7 2 1
施設・設備整備費	4 7, 9 7 3
受託研究等経費	8, 7 5 1
計	1, 2 5 2, 6 8 6

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

2 収支計画（令和8年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
費用の部	1, 2 6 3, 5 7 8
業務費	1, 0 2 2, 7 5 6
教育研究経費	2 4 1, 4 1 4
受託研究費等	8, 7 5 1
人件費	7 7 2, 5 9 1
一般管理費	1 7 9, 6 7 1
その他費用	2 2 0
減価償却費	6 0, 9 3 1
収入の部	1, 2 2 9, 6 8 6
運営費交付金収益	9 5 1, 0 1 1
補助金収益	3 0 0
授業料収益	1 9 1, 1 7 5
入学料収益	4 6, 9 7 8
入学考査料収益	5, 7 7 1
受託研究等収益	8, 7 5 1
その他の収益	1 3, 2 7 9
目的積立金取崩	1 2, 4 2 1

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

※令和5年度からの会計基準の改訂により、損益は必ずしも均衡しない。

3 資金計画（令和8年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金支出	1, 4 7 4, 8 4 5
業務活動による支出	1, 1 9 2, 5 2 5
投資活動による支出	5 0, 0 3 9
財務活動による支出	1 0, 1 2 2
次年度への繰越金	2 2 2, 1 5 9
資金収入	1, 4 7 4, 8 4 5
業務活動による収入	1, 2 1 7, 2 6 5
運営費交付金による収入	9 5 1, 0 1 1
補助金による収入	3 0 0
授業料等による収入	2 4 3, 9 2 4
受託研究等による収入	8, 7 5 1
その他の収入	1 3, 2 7 9
前年度からの繰越金	2 5 7, 5 8 0

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出に関する取組の充実及び組織運営の改善に充てる。

第11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画	予定額（千円）	財源
教育研究機器の整備	24,973	運営費交付金
	23,000	目的積立金

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出に関する取組の充実及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし